

年の途中から開業した個人事業者が課税期間の初日（1月1日）に遡って登録を受けた場合、消費税の申告において、事業開始前の給与収入などはどう申告したらよいのでしょうか？

給与収入については、消費税の課税対象外となりますので、開業後の取引のみが消費税の申告対象となります。

※ 所得税については、原則として1年間の給与所得と事業所得等を計算の上、申告をすることとなります。